

## 株式会社 K 社による商標権「レンタルポスト」侵害に関するお知らせ

中野私書箱センターアクアが商標権を所有し運営する「レンタルポスト」について株式会社 K 社サイト内のコラムや YouTube でのブログ動画配信にて当社の商標を利用し間違った情報を 2022 年 7 月から掲載し拡散している事やグーグル広告のリスニング広告にて当社の登録商標「レンタルポスト」を無断利用し自社サイトに勧誘・誘導している事が判明しました。

株式会社 K 社については平成 30 年 1 月 31 日に「レンタルポスト」は当社が所有する登録商標（商標登録第 5522510 号）である事を通知し過去に株式会社 K 社が管理運営するサイトにおいて「レンタルポスト」の名称使用を全てやめていただきました。

しかし今回、当社の商標と知りながらも業界大手の株式会社 K 社が間違った情報を一般消費者に流布し当社の商標で自社サイトに勧誘している行為は業務妨害であり同業者として非常に残念です。

### 1. 判明した事

- ・株式会社 K 社のホームページ内にあるお役立ちコラムとして「レンタルポスト」について間違った情報記事を 2022 年 7 月から拡散している事が判明
- ・株式会社 K 社が作成した記事を定額制動画サービス M 社とコラボし M 社 YouTube チャンネルにて間違った情報を動画にして配信している事が判明
- ・株式会社 K 社は当社と同じグーグル広告のリスニング広告（検索連動型広告）において当社の商標「レンタルポスト」を許可なく商標利用料も支払わずに使い自社サイトへの勧誘・誘導に商標を使っている事が判明

### 2. 現在の状況

- ・株式会社 K 社の代表取締役に対し内容証明郵便にて商標の侵害に関する通知書を送付。
- ・YouTube 動画は YouTube 法務サポートチームに商標権侵害に関する申し立て通知。
- ・グーグル広告でのリスニング広告に関してはグーグル広告担当者と今後対応

### 3. 今後について

- ・株式会社 K 社に「レンタルポスト」に関して記事と動画の削除、訂正文掲載を求めています。
- ・商標の不正利用は従来通り商標使用料の請求を行います。<https://www.aqua-post.com/consultant/>

